㊞写

令和８年１１月２日

品 川 区 長
　森 澤　 恭 子　様

品川区特別職報酬等審議会

会 長　　武田　健三

品川区議会議員の議員報酬の額、期末手当の支給月数等ならびに品川区長、副区長および教育長の給料の額、期末手当の支給月数等について（答申）

令和８年１１月２日付品区総発第１６６号により意見を求められたことについて、別紙のとおり答申します。

答　　申

１．はじめに

本審議会は、令和８年１１月２日、品川区特別職報酬等審議会条例第２条第１項の規定に基づき、品川区議会議員の議員報酬の額、期末手当の支給月数等ならびに品川区長、副区長および教育長の給料の額、期末手当の支給月数等（以下「特別職の報酬等」という。）について諮問を受けた。

本審議会は、諮問に基づき、それぞれの委員が区民の代表としての自覚と責任をもって、その信頼に応えるべく、広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場から率直に意見を交換し、慎重に審議を行った。

審議にあたっては、国や都、特に特別区における特別職の報酬等の現況や一般職の給与改定の状況等を考慮しながら検討を行い、次のような結論を得たものである。

２．特別職等の給料の適正な額および期末手当の適正な支給月数等について

区長、副区長ならびに教育長の給料および区議会議員の議員報酬の額については、令和８年の一般職の給料月額の改定が、初任給引上げのほか、係長級以上は昨年を上回る改定を行い、早期昇格者層に重点を置きつつ、全ての級および号給で引き上げの改定が見込まれていることから、一般職の部長級（給料表６級）の最高号給の増加率 3.6％をあてはめ、同率の増額改定とすることが妥当であると判断した。

また、区長、副区長および教育長ならびに区議会議員の期末手当は、一般職の期末勤勉手当改定に概ね連動していることから、一般職の期末勤勉手当支給月数を特別職等にあてはめ、0.08 月分引き上げることが妥当であるとの結論に達した。

ただし、品川区職員の給料改定および期末手当の引き上げについては、職員団体と交渉中であるため、職員の給料改定率もしくは期末手当引き上げ月数が変更となった場合には、職員と同一の改定率、引き上げ月数とすることが妥当である。

なお、区長、副区長および教育長ならびに区議会議員の期末手当については、0.08 月分の引き上げ分を今年度は１２月期に支給し、令和９年度以降は６月・１２月期が均等になるよう配分することが妥当である。

３．改定額について

次のとおり特別職報酬等の額を改定することが適当である。

区長、副区長および教育長の給料月額

区　　長	1,233,000 円	（現行	1,190,000 円	＋43,000 円）
副 区 長	991,000 円	（現行	957,000 円	＋34,000 円）
教 育 長	862,000 円	（現行	832,000 円	＋30,000 円）

議員および役職にある議員の議員報酬月額

議　　長	994,000 円	（現行	959,000 円	＋35,000 円）
副 議 長	847,000 円	（現行	818,000 円	＋29,000 円）
委 員 長	702,000 円	（現行	678,000 円	＋24,000 円）
副委員長	675,000 円	（現行	652,000 円	＋23,000 円）
議　　員	652,000 円	（現行	629,000 円	＋23,000 円）

４．改定する期末手当支給月数について

次のとおり区長、副区長および教育長ならびに区議会議員の期末手当支給月数を改定することが適当である。

区長、副区長および教育長ならびに区議会議員の期末手当支給月数

（現行　3.77 月　　改定後　3.85 月　　＋0.08 月）

５．実施の時期について

特別職の報酬等の改定の実施時期については、本答申後速やかに実施することが望ましい。

６．おわりに

特別職の報酬等は、その役割や職責の重さなどに見合ったものであると同時に、区民の理解を得られるものでなければならず、これまでの改定の経過や社会経済情勢等への配慮、他区の状況、一般職の給与改定の状況を考慮し、慎重に審議を行った結果、総合的な判断として今回の結論に至ったものである。

なお、区長の給与については、本答申どおり改定される場合、品川区長の給与の特例に関する条例に基づき、本答申における給料月額の改定額から２割減とする額となる。

品川区は引き続き健全財政を維持しているが、先行きが不透明な社会経済情勢において厳しい財政運営が見込まれる中、より効果的・効率的な区政運営と円滑な議会運営を通じ、区民福祉の一層の向上のため、引き続き精励されることを切望するものである。

品川区特別職報酬等審議会

会　　長	武　田　健　三
副 会 長	戎　野　淑　子
委　　員	馬　越　浩　明
委　　員	海老原　佐江子
委　　員	大　越　達　夫
委　　員	越　智　克　巳
委　　員	勝　山　宏　則
委　　員	亀　井　哲　郎
委　　員	森　井　じゅん

その他報告・意見

（１）品川区の財政状況について

品川区の財政状況は、令和７年度普通会計決算から見ると、実質収支７６億８，７３３万１千円の黒字、実質収支比率は5.8%と、適正な水準が維持されている。

また、経常収支比率は77.1%、公債費負担比率は0.9%、人件費比率は12.9%といずれの指標も適正水準を維持している。これらの数値および指標より、品川区は、引き続き健全財政を維持しているといえる。

しかしながら、社会情勢の影響による物価高騰の長期化など、区の財政に影響が及ぶ動きについても注視しなければならず、事務事業評価の活用をはじめ、効果的・効率的な行財政運営を推進していくことが求められている。

（２）一般職の給与の改定状況について

一般職の給与改定としては、令和７年度は、給料月額について若年層に重点を置きつつ、全ての級および号給で引き上げ、期末勤勉手当については0.05月の引き上げ勧告があり、勧告どおり実施された。

令和８年度についても、給料月額について初任給引上げのほか、係長級以上は昨年を上回る改定を行い、早期昇格者層に重点を置きつつ、全ての級および号給で引き上げ、期末勤勉手当については0.1月の引き上げが勧告されている。

（３）品川区特別職の報酬等の改定状況について

区長、副区長ならびに教育長の給料および区議会議員の議員報酬の額について、昨年度は、一般職員の給与改定等に準拠して、3.3%の増額改定を行った。

期末手当についても、0.04月の支給月数を引き上げ、現在に至る。

（４）他区の特別職の報酬等について

それぞれの区が独自性を持って、その特徴を生かしつつ施策を推進しているところであるが、特別職の報酬等を検討するにあたり、その沿革や都区財政調整制度等を鑑み、他区との均衡も念頭におく必要がある。

現在、多くの区では特別職報酬等審議会の開催を準備しているところであるが、例年、特別区人事委員会勧告に準拠して給料・期末手当を改定している区など、多数の区が今年度も同様の形で増額改定することが予定されている。

２３区内における、年収ベースの順位は現状で区長が１９位、議員が２０位といずれも下位にある。

（５）区の特別職の報酬水準は、２３区と比して低い水準にある。区の財政状況や積極的な施策展開なども踏まえ、あり方を検討する必要がある。